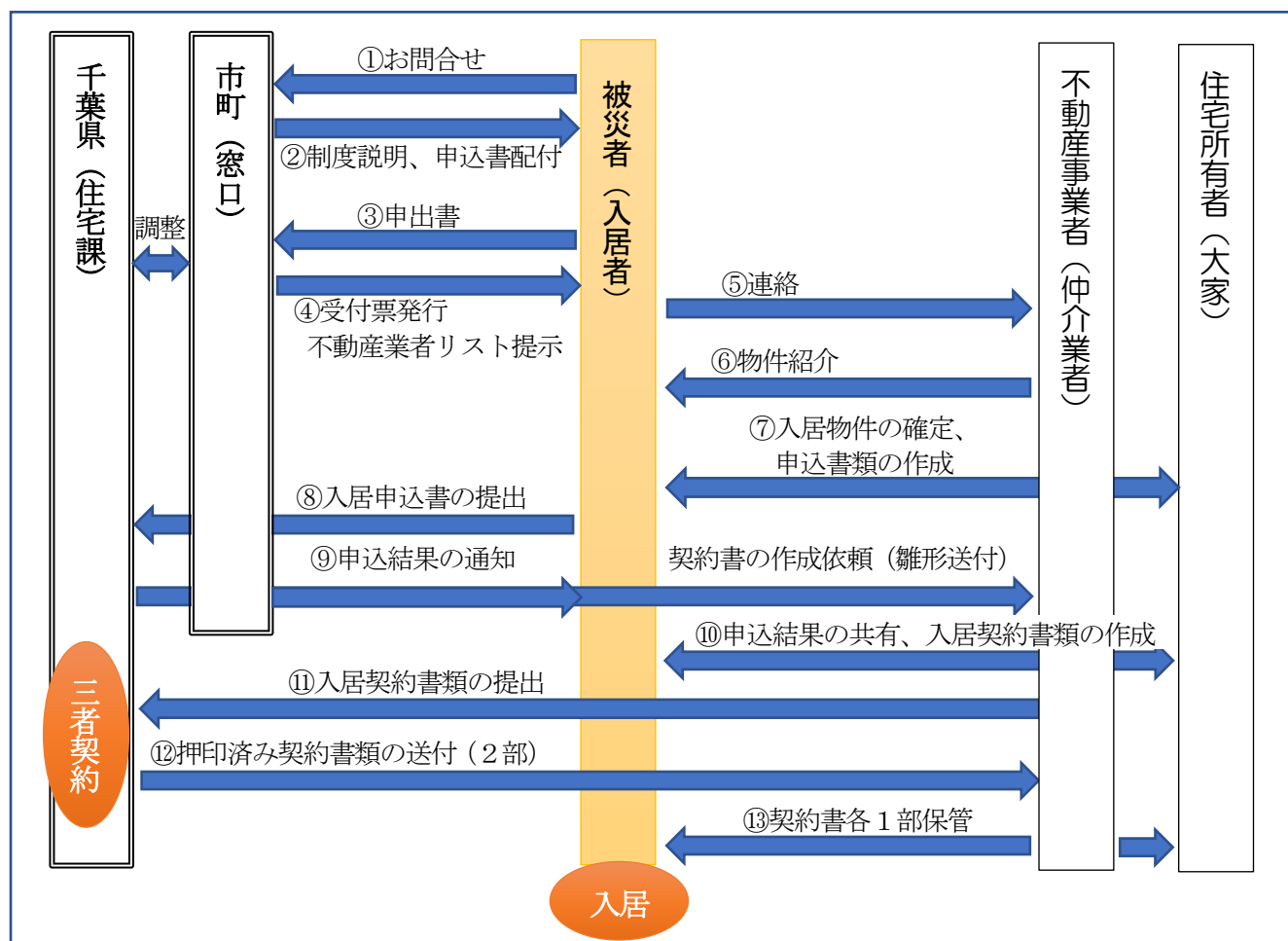


令和8年8月千葉豪雨によってお住まいに被害を受けられた皆さまへ ～千葉県賃貸型応急住宅のご案内～

令和8年8月千葉豪雨による災害を受けて、災害救助法が適用された20市4町（※）にお住まいで、住宅が全壊するなどの甚大な被害を受けられた皆さまに、応急仮設住宅として、県が民間の賃貸住宅を借り上げ、最長2年を期限として供与します。

※千葉市にお住まいで被害を受けられた方は、千葉市の制度が対象となりますので千葉市からの案内をご確認下さい。

【千葉県賃貸型応急住宅の提供までの流れ】



【手続き】

- ①～② 市町の窓口にて、関係書類をお受け取りください。
- ③～④ 市町の窓口へ申出書を提出ください。市町より受付票が発行されますので、協力不動産業者リストを参考に、ご希望の不動産業者をご検討ください。
- ⑤～⑥ ご希望の不動産業者が決まりましたら、不動産業者に物件の希望条件等をご相談ください。
- ⑦～⑧ 物件が決まりましたら、不動産業者と申込書類を作成し、市町窓口に御提出ください。
- ⑨～⑬ 市町を通して、県より申込の結果通知が届きましたら、不動産業者と契約書類を作成していただきます。

賃貸型応急住宅の概要

1 対象市町村

令和8年8月千葉豪雨による災害（以下「当該災害」という。）において災害救助法が適用された千葉県内の20市4町（※）（8月13日からの適用）

○適用市町（20市4町）

市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市、大網白里市、酒々井町、九十九里町、白子町、長柄町

※千葉市にお住まいで被害を受けられた方は、千葉市の制度が対象となりますので千葉市からの案内をご確認下さい。

2 入居の対象者

次の（１）から（４）を満たす方が対象

- (1) 災害発生の日時点において、上記１の２０市４町に居住する方。
- (2) 当該災害により、次の要件のいずれかを満たす方
 - ① 住宅が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない方
 - ② 風水被害の場合に、住家が「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等（耐え難い悪臭等を含む。）により住宅として利用ができず、自らの住居に居住できない方。
 - ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長又は町長が認める方
 - ④ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、「半壊以上」であって、修理期間が１か月を超えることが見込まれる方
 - ⑤ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方
- (3) 他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない方
- (4) 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方

3 賃貸型応急住宅の条件（県内の物件で、次のいずれにも該当）

- （１）貸主から同意を得ているもの
- （２）新耐震基準で建設（昭和５６年６月１日以降に着工）されたもの又は耐震診断、耐震改修等により住宅耐震性が確認されたもの
- （３）家賃が、次の額以内であるもの
 - ① １人（単身）の世帯 月額 ８万円以内
 - ② ２人の世帯 月額 １０万円以内
 - ② ３～４人の世帯 月額 １３万円以内
 - ③ ５人以上の世帯 月額 １６．５万円以内

4 費用負担

（１）県の負担

※ 申込書類には下記の範囲内で記入してください。以下の範囲で、社会通念上必要と認められる額を限度とします。

① 家賃（上記３の（３）のとおり）

※ 賃貸型応急住宅の契約を行う際は、合理的な理由なく家賃の値上げを行い、賃上限で契約することがないようにすること。

② 共益費（又は管理費）（通常徴収している額）

※ 主にマンションの場合で共益費のことを管理費と呼んでいる場合は管理費とします。

※ 特段の理由なく家賃に対して不自然に高額になる等の場合は対象となりません。

③ 礼金（家賃の１か月分以内）

④ 仲介手数料（家賃の０．５か月分以内）

⑤ 退去修繕負担金（家賃の２か月分以内）

⑥ 損害保険料（県が包括契約に基づき別途加入するものとする。）

⑦ 鍵交換費（実費）

（２）入居者の負担

① 光熱水費、駐車場費、自治会費など

② 入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用で、上記４の（１）の⑤で賄えなかった場合の不足額

※ 物件明渡し時の原状回復に関するトラブル防止のため、入居時には貸主（又は不動産業者）と入居者双方立会いの下、室内の具体的な状況を確認（必要に応じて写真を撮る等）してください。

5 入居期間

入居の日から最長2年

なお、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合、賃貸型応急住宅の入居期間は、応急修理の申込日から原則6か月とし、応急修理が完了した場合は、速やかに退去していただきます。

6 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方

災害救助法の適用日以降に被災し、既に個人で契約して入居している場合でも、上記2の「入居の対象者」および上記3の「賃貸型応急住宅の条件」等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、千葉県、貸主、入居者が三者契約を締結することで入居日に遡り、賃貸型応急住宅の提供が可能になります（但し、保険は遡及できません）。詳しくは各市町にご相談ください。

7 提出書類

次の書類を準備の上、ご提出ください。書類様式は、各市町でお渡しします。

（千葉県ホームページからもダウンロード可）。

千葉県ホームページ（未公表）

令和8年8月千葉豪雨で被災された方への賃貸型応急住宅の供与について（制度概要のご案内）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/saigaifukkyuu/r8/r8gouu-kasetsuseido.html>

- ① 賃貸型応急住宅入居申込書（様式第1号）
- ② 入居希望物件概要書（様式第1号の2）
- ③ 同意書（様式第2号）又は確約書（様式第3号）
※貸主様よりご記入いただいた上で提出してください。



- ④ 誓約書（様式第4号）
- ⑤ 罹災証明書 ※各市町より交付を受けてください。
- ⑥ 住民票（世帯全員）
※罹災証明書に被災住家の世帯構成員の記載が無い場合

- ⑦ 申出書（様式第5号）
- ⑧ 臭気確認書（様式第5号の2）
※耐え難い悪臭等の原因により、日常生活に支障が生じている場合

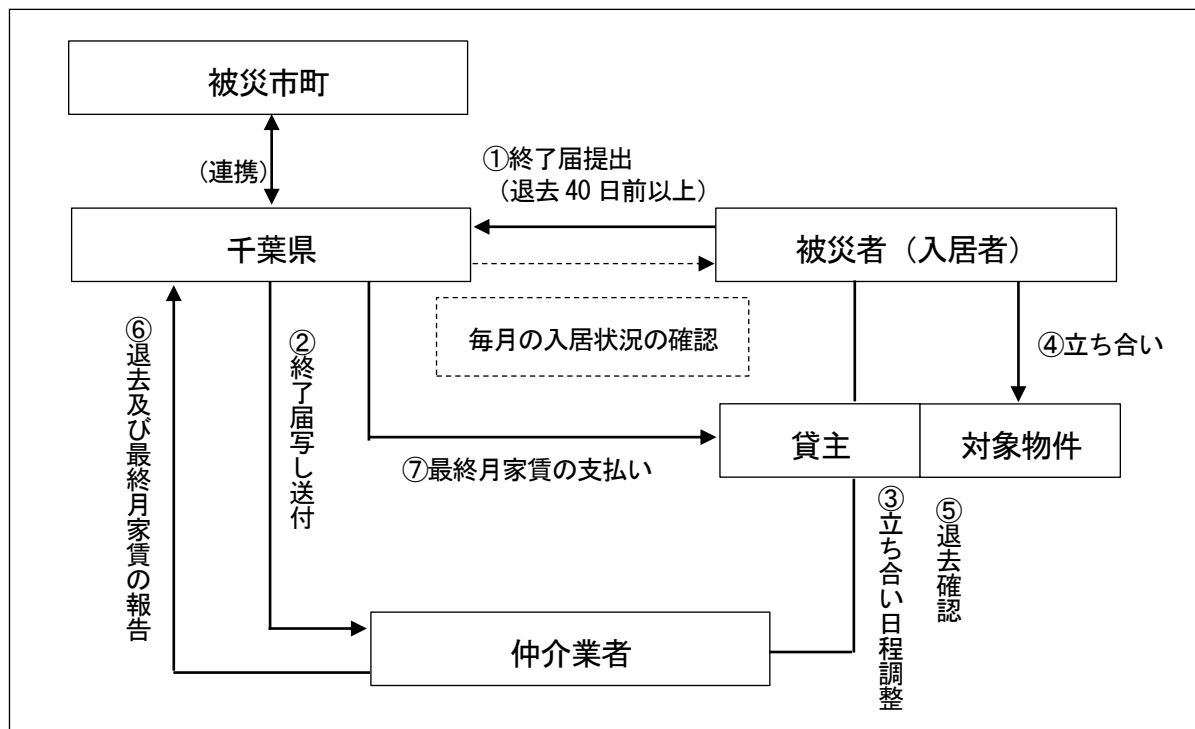
- ⑨ 切替契約に係る同意書（様式第6号）
※上記6に該当する場合

- ⑩ 受付済の災害救助法の住宅の応急修理申込書
※応急修理期間中に賃貸型応急住宅の利用者で、既に応急修理申込をしている場合

8 退 去

入居者は、賃貸型応急住宅を退去する場合は、退去の40日前までに、終了届を県又は市町に提出する必要があります。

【退去時のフロー図】



災害救助法適用20市4町及び県・窓口

市川市	街づくり整備課	047-712-6327
船橋市	住宅政策課	047-436-2679
館山市	建築施設課	0470-22-3751
松戸市	住宅政策課	047-366-7366
茂原市	建築課	0475-20-1588
佐倉市	住宅課	043-484-6168
東金市	都市整備課	0475-50-1150
習志野市	住宅課	047-453-9296
柏市	住宅政策課	04-7167-1147
市原市	住宅政策課	0436-23-9841
八千代市	建築指導課	047-421-6773
我孫子市	建築住宅課	04-7185-1642
鎌ヶ谷市	建築住宅課	047-445-1472
四街道市	建築課	043-421-6147
八街市	都市計画課	043-443-1430
印西市	開発建築課	0476-33-4657
白井市	建築宅地課	047-401-4675
富里市	防災課	0476-93-1114
山武市	都市整備課	0475-80-1192
大網白里市	都市整備課	0475-70-0366
酒々井町	まちづくり課	043-382-2342
九十九里町	まちづくり課	0475-70-3156
白子町	建設課	0475-33-2116
長柄町	総務課	0475-35-2111
千葉県	住宅課	043-223-3255

※千葉市にお住まいで被害を受けられた方は、千葉市の制度の対象となりますので

千葉市からの案内をご確認下さい。

千葉市 住宅整備課 043-245-5851